

二重投稿の禁止に関する規定

1. 二重投稿とは、既発表または他の学術雑誌等に投稿中の論文と「本質的には同一の論文」を投稿することと定義する。
2. 二重投稿の疑義が生じた場合、該当論文の筆頭著者および指導者に対して該当の両論文に関して問い合わせを行う。
3. 上記手続き後に編集委員会および倫理委員会で二重投稿と判断された場合は、該当論文の取り消し等に関する公示を行う。
4. 二重投稿と判断された筆頭著者および共著者の本雑誌への投稿原稿は数年間受理しないこととする。なお、その期間は倫理委員会と協議の上で決定する。